令和 8 年(2026 年)11 月 20 日

埼玉県報

第 773 号
令和 8 年(2026 年)
11 月 20 日
金曜日

目 次

管理規程

○ 埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程（下水道管理課）

告示

○ 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
○ 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
○ 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
○ 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
○ 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
○ 鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
○ 録音・録画装置の購入に係る落札者の公示について（会計課）
○ 県道鴻巣川島線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
○ 一般国道 462 号の道路の占用を制限する区域の指定（本庄県土整備事務所）

a2769f1b9df977cfb30a32b1eedefb91

管理規程

埼玉県流域下水道事業管理規程第六号

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年十一月二十日

埼玉県下水道事業管理者　北　田　健　夫

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局事務の委任及び決裁に関する規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第十号契約局長専決事項の欄中「技術評価幹長」を「技術評価幹」に改める。

別表第二第二十号管理者決裁事項の欄中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の六第一項」に、「設置等」を「管理」に改め、同号局長専決事項の欄中「設置等」を「管理」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第三十一条の二第二項」を「第三十一条の六第二項」に改める。

別表第三中第三十号から第六十号までを削り、第六十三号を第八十二号とし、第六十二号を第八十一号とし、第六十一号を第八十号とし、第二十九号を第七十九号とし、第十七号から第二十八号までを五十号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の五十号を加える。

十七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この号から第六十六号までにおいて「法」という。）第十三条の規定に基づき、区域内の事業者等に対する支援に必要な措置（法第百七十条の規定により地方公共団体の長その他の執行機関が行う事務（次号において「地方公共団体事務」という。）に関するものに限る。）を講ずること。

十八　法第十四条の規定に基づき、苦情の処理のあっせんその他必要な措置（地方公共団体事務に関するものに限る。）を講ずること。

十九　法第六十二条の規定に基づき、利用目的を明示すること。

二十　法第六十六条第一項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十一　法第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。

二十二　法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十三　法第七十一条第一項の規定に基づく本人の同意を得ること。

二十四　法第七十一条第二項の規定に基づき、参考となるべき情報を本人に提供すること。

二十五　法第七十一条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずるとともに、本人

の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を提供すること。

二十六　法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。

二十七　法第七十三条第二項の規定に基づき、安全管理措置を講ずること。

二十八　法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。

二十九　法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。

三十　法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。

三十一　法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。

三十二　法第八十三条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

三十三　法第八十四条の規定に基づき、通知すること。

三十四　法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

三十五　法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。

三十六　法第八十六条第三項（法第百七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

三十七　法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。

三十八　法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。

三十九　法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。

四十　法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。

四十一　法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。

四十二　法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。

四十三　法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

四十四　法第九十五条の規定に基づき、通知すること。

四十五　法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。

四十六　法第九十七条の規定に基づき、通知すること。

四十七　法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。

四十八　法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

四十九　法第百一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。

五十　法第百一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。

五十一　法第百二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。

五十二　法第百三条の規定に基づき、通知すること。

五十三　法第百五条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。

五十四　法第百九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。

五十五　法第百十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。

五十六　法第百十四条第一項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審査すること。

五十七　法第百十四条第二項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

五十八　法第百十四条第三項（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。

五十九　法第百十五条（法第百十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

六十　法第百十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。

六十一　法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。

六十二　法第百二十一条第二項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十三　法第百二十三条第一項の規定に基づき、公表及び明示すること。

六十四　法第百二十三条第三項の規定に基づき、必要な措置を講ずること。

六十五　法第百二十七条の規定に基づき、適切な措置を講ずること。

六十六　法第百二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。

附　則

この規程は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行の日から施行する。ただし、別表第二第十号及び別表第三の改正規定は公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第七百七十三号

小鹿野町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大野元裕

調査を行った者の名称	小鹿野町
調査を行った時期	令和六年度 令和七年度
成果の名称	地籍図三十四枚 地籍簿一冊
調査を行った地区	下小鹿野五地区（下小鹿野の一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

告示

埼玉県告示第七百七十四号

本庄市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

調査を行った者の名称	本庄市
調査を行った時期	令和六年度 令和七年度
成果の名称	地籍図四枚 地籍簿二冊
調査を行った地区	銀座二丁目外第三地区（銀座二丁目、銀座三丁目の各一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

告示

埼玉県告示第七百七十五号

さいたま市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

調査を行った者の名称	さいたま市
調査を行った期間	令和六年度
成果の名称	街区境界調査図六枚 街区境界調査簿一冊
調査を行った地区	針ヶ谷第五地区（針ヶ谷一丁目の一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

告示

埼玉県告示第七百七十六号

川口市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により、街区境界調査成果として認証したので、同法第二十一条の二第六項において読み替えて準用する同法第十九条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

調査を行った者の名称	川口市
調査を行った時期	令和七年度
成果の名称	街区境界調査図三十枚 街区境界調査簿三冊
調査を行った地区	横曽根七地区（川口四丁目の一部、五丁目、仲町、西川口四丁目の一部）
認証年月日	令和八年十一月九日

告　示

埼玉県告示第七百七十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

一　許可番号

第二〇二一―一六―五号

二　雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県川口市大字木曽呂字弥右ェ門堤下千二百九十番二外三十八筆

三　雨水流出抑制施設の容量

容量　三千二十四・〇四立方メートル

告　示

埼玉県告示第七百七十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により鴻巣市から鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

告　示

埼玉県告示第七百七十九号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年十一月二十日

埼玉県知事　大　野　元　裕

１　購入等件名及び数量

　　録音・録画装置　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

　　埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目15番１号

３　落札者を決定した日

　　令和８年９月14日

４　落札者の氏名及び住所

　　ソニックガード株式会社　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央２丁目８番25号

５　落札金額

　　66,649,000円

６　契約の相手方を決定した手続

　　一般競争入札

７　入札の公告を行った日

　　令和８年７月28日

告　示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年十一月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

埼玉県東松山県土整備事務所長　石　川　　修

一　道路の種類　　県道

二　路　線　名　　鴻巣川島線

三　道路の区域

旧新別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
旧A	比企郡川島町大字上八ツ林字西町三五五番一地先から同郡同町大字上八ツ林字船原町三九七番一地先まで	一一・五六～一三・三五	一五六・二〇	橋りょう架換事業による。
新A				
新B	比企郡川島町大字吹塚字原町五四〇番一地先から同郡同町大字吹塚字イニテ七三二番一四三地先まで	一一・二一～一二・三四	九五・七三	

告　示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十一月二十日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月二十日

埼玉県本庄県土整備事務所長　伊　藤　正　経

一　道路の種類及び路線名　　占用を制限する区域

一般国道　四百六十二号　児玉郡神川町大字二ノ宮字神戸七〇三番二地先から同郡同町大字二ノ宮字元森六九二番三地先まで

（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

令和八年十一月二十一日